

第Ⅰ部 GIS政策の展開の方向

1. 新たなGIS計画の意義

(1) GIS政策の経緯と現状

① GIS関係省庁連絡会議における取組(1995.9～2005.9)

- ・数値地図25000、数値地図2500の整備
- ・電子地図の取扱いを可能とする不動産登記法の改正
- ・統合型GISに関する地方交付税措置制度の創設・拡充
- ・関係府省の21件のウェブGISサイトの開設 等が実現

② 測位・地理情報システム等推進会議の設置(2005.9～)

- ・次世代のGISの整備及び活用のあり方を検討

(2) 今後のGIS政策の課題と新たな展開

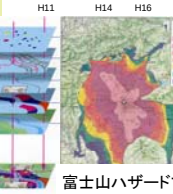
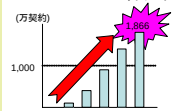
① GISの新たな展開への期待

- ・少子高齢社会、安全安心問題等へのGISの貢献に期待
- ・時空間上の位置をキーに情報の検索、統合、発信が可能なGISは情報整理に非常に有効なツール
- ・インターネットの普及、情報通信技術の進歩によりGISを手軽かつ高度に利用できる環境が整ってきている

② 今後の課題

- ・地理空間情報の重ね合わせのための位置の整合
- ・情報流通の促進や個人情報等への配慮
- ・国、地方公共団体、民間等の連携強化

ブロードバンド普及率



(3) 目指すべき地理空間情報(注)を活用した社会の姿 ～「地理空間情報高度活用社会」の実現～

① 行政の効率化・高度化



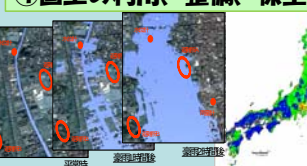
② 国民生活の利便性の向上



③ 産業・サービスの発展・創出



④ 国土の利用、整備、保全



2. 計画策定の基本的な方針

(1) 計画の目的 **地理空間情報が高度に活用される社会の実現**(2) 計画の期間 **2006年度から概ね5か年**

そのために、

- 基盤地図情報を位置の基準として相応しい整備水準へ高める
- 地理空間情報の流通を促進するための基準・ルール of 概成
- 産学官連携の体制の構築 等

第Ⅱ部 今後のGIS施策の具体的な展開

1. 地理空間情報の整備・提供に係る施策

(1) 基盤地図情報(注)に係る施策

① 基盤地図情報整備の基準・ルールの策定等

- 基盤地図情報の要求精度、品質確保の仕組み等の基準・ルールを2007年度なかばまでに策定
- 公共測量作業規程準則の2007年度中の改定

② 基盤地図情報の整備・更新

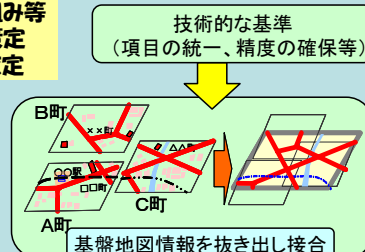
- 国は、基盤地図情報を基準・ルールに従って整備し、適時に更新
- 自治体が業務で扱う地図データが基準・ルールに基づくよう技術的支援や統合型GISへの財政措置

③ 地籍図・登記所備付地図の整備の推進

- 都市再生街区基本調査
- 登記所備付地図及び準ずる図面の電子化
- 筆界特定制度や裁判外紛争解決制度(ADR)の活用

④ 基盤地図情報の提供と流通の促進

- 国土地理院は、2010年度までに、国、地方公共団体から基盤地図情報を収集しシームレスに接合し、ワンストップで提供するサービスを開始
- 国は、保有する基盤地図情報を、原則、インターネットで無償提供



目的に応じて様々な地理空間情報を上乗せ



(2) 地理空間情報全般に係る施策

① 地理空間情報の整備・流通に関するルールの確立等

- 2010年度までに地理空間情報の位置の整合性を担保する方法や、流通等のガイドラインを作成
- 測量成果の複製・使用承認に係る測量法の規制の改正

② 地理空間情報の整備・更新

- 国は、基盤地図情報を用いて地理空間情報を整備・更新

③ 地理空間情報の提供等

- 国は、保有する地理空間情報を原則、インターネットで無償提供

④ 個人情報保護、国の安全に及ぼす影響への配慮等

- 個人情報保護、データの二次利用等のガイドラインの策定、国の安全に及ぼす影響や地理空間情報の管理の調査研究

2. 地理空間情報の利用・活用に係る施策

- (1) 国における利用・活用を推進
- (2) 地方公共団体、民間に対しGISの導入効果の普及・啓発、統合型GISへの技術的・財政的支援



3. GISの推進に係る基礎的条件の整備

- (1) セミナーの開催等の国民への普及・啓発の推進
- (2) 講習会の実施等の人材育成の推進
- (3) 地理空間情報の提供・流通のあり方等の調査研究
- (4) 測量技術、地理空間情報取得技術やGISの操作性の向上等の技術開発の推進
- (5) ISOにおけるルール作りへの参加等の国際的取組



4. 国、地方公共団体、民間等の参加と連携の強化

- (1) 地方公共団体、民間、大学・研究機関等に期待する役割
- (2) 国、地方公共団体、民間等の参加と連携の強化
 - ・GIS官民推進協議会の機能強化
 - ・民間の技術やニーズの反映(GIS-EXPO(仮称)の開催)
 - ・全国・地域における中核組織の育成



○地理空間情報＝時空間上の位置情報を含む情報。移動体情報や陸海海域の3次元空間の情報も含む。

○基盤地図情報＝基準点、海岸線や道路、標高等の骨格的な地図データ、住所をはじめとした地理識別子等の地図データなど、地理空間情報を電子地図上で正確な位置に配置するための位置の基準(白地図の基準となる項目)

基盤地図情報



GISアクションプログラム2010(案)について

○計画の策定主体

測位・地理情報システム等推進会議(議長:内閣官房副長官補)

○計画の期間

2006年度から概ね5か年

(参考)GIS政策の経緯とこれまでの成果

○平成7年、阪神・淡路大震災を契機として、GIS関係省庁連絡会議を設置

○これまでの主な成果

- ・数値地図25000、数値地図2500の整備
- ・電子地図の取扱いを可能とする不動産登記法の改正
- ・統合型GISに関する地方交付税措置制度の創設・拡充
- ・関係府省の21件のウェブGISサイトの開設 等が実現

○平成17年、衛星測位の政策と連携するため、測位・地理情報システム等推進会議に改組

これまでの地図データ整備に関する課題

地図の誤差、図面間の不整合により地図データが重ならない

○地図は、その種類(縮尺、用途)によって、その作成段階の測量における要求精度(許容誤差)が異なり、それぞれの測量によって得られた座標値は必ずしも一致しない。

○特に、大縮尺地図の場合は、ほとんどが自治体ごとに測量される関係上、市町村境界でズレが生じ、データが一致しないことが多い。



地図データの共用が十分になされておらず、地図整備の重複投資がある

○行政目的ごとに独自に地図を作成しており、地図データの共用が十分になされず、重複投資がある。

○行政が日常業務で行っている測量成果を、他の地図の整備の更新に利用する技術や仕組みが確立していない。

地籍調査が進捗していない

○地籍調査の進捗率は全国47%、特に都市部(人口集中地区: 約12,300km²)は19%。(2006年3月末)

○地籍調査未実施地区では、明治時代に作成された不正確な公図が、地図に準ずる図面として登記所で用いられており、現況が正確に把握できていない。



GISアクションプログラム2010(案)の主な施策(1)

基盤地図情報の整備・更新

基盤地図情報整備の基準・ルールの方策

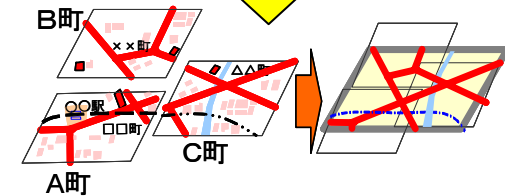
- 基盤地図情報の要求精度、品質確保の仕組み等の基準・ルールを2007年度なかばまでに策定
- 公共測量作業規程準則の2007年度中の改定

基盤地図情報とは

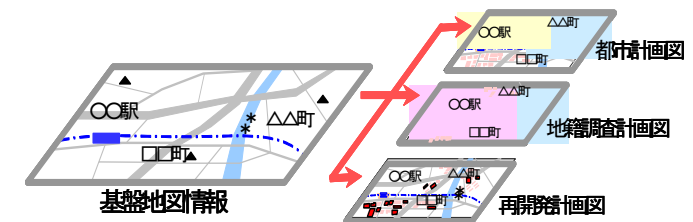
- ・基準点、海岸線や道路、標高などの骨格的地図データ
- ・官民の多様な主体が共通に使えるデータとなる
- ・また、他の地理空間情報の位置の基準となる



技術的な基準
(項目の統一、精度の確保等)



目的に応じて様々な地理空間情報を上乗せ



効果

- 都市計画、固定資産税、下水道管理、道路管理などの各業務で作成している地図から、基盤地図情報を抽出し、共用する
- 各業務では、基盤地図情報を活用し、各業務固有のデータだけを整備し、地図整備を効率的に行う
- 共通の基盤地図情報をベースにするため、各業務固有のデータも重ね合わせができ、情報の共有化が可能となる

GISアクションプログラム2010(案)の主な施策(2)

個人情報保護、データの二次利用、国の安全に及ぼす影響への配慮

個人情報保護

地理空間情報の活用に際しての個人情報の取扱いに関する具体的な判断指針となるガイドラインの策定

- ・地理空間情報のうち個人情報に該当する範囲
- ・個人情報に該当する地理空間情報を扱う際に必要となる、実務上の加工処置や提供制限などの措置

データの二次利用

地理空間情報の二次利用の許諾の考え方や著作権等の処理の方法についての標準となるガイドラインを策定

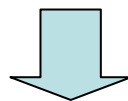
国の安全に及ぼす影響への配慮

- 例えば、重要な施設の詳細が公開されている情報を超えて明らかとなるような画像情報については、国の安全の観点から提供に一定の配慮が必要。
- 地理空間情報の流通が国の安全に及ぼす影響や国の安全にかかわる地理空間情報の管理について、調査検討を行う

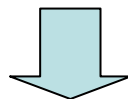
GISアクションプログラム2010(案)の主な施策(3)

基盤地図情報提供のワンストップサービス(国土地理院)

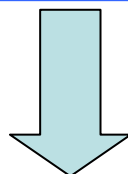
都市計画基本図などの公共測量成果を自治体等から収集



市町村境界での接合を行い、シームレスな基盤地図情報を整備



国土地理院からワンストップで提供
(基盤地図情報を原則としてインターネットで無償で提供)



測量成果の複製・使用手続きの合理化

測量法改正案(第166国会に提出)

国、地方公共団体、民間等での利用促進

GISアクションプログラム2010(案)の主な施策(4)

地籍図・登記所備付地図の整備の推進

都市再生街区基本調査の実施(2004～2006年度、国土交通省)

人口集中地区のうち地籍調査未実施の地区(721市区町。約10,100km²)で、地籍調査を実施するための基礎的条件を整備。

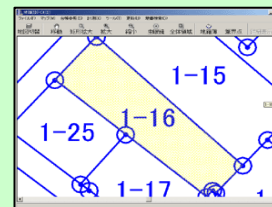
- ・街区基準点(200m間隔)の設置
- ・境界関連資料の収集、データベース化



- ・街区角の位置の測量
- ・地図に準ずる図面の電子化

今後の地籍整備の方針

- ①極めて精度が高い「地図に準ずる図面」
→地籍調査を経ずに簡易な手法で登記所備付地図にする
 - ②現況と一定程度一致する「地図に準ずる図面」
→土地活用促進調査を実施するほか、市区町に地籍調査の実施を強力に働きかける
 - ③土地の並び順も含め大きく現況と異なる「地図に準ずる図面」
→地籍調査や法務省の登記所備付地図作成作業を行う
- ・筆界特定制度(2005年度導入)や裁判外紛争解決制度(ADR)を活用して地籍の明確化を推進



登記所備付地図等の電子化

法務省は2010年度までに登記所備付地図と「地図に準ずる図面」を電子化

相互
連携

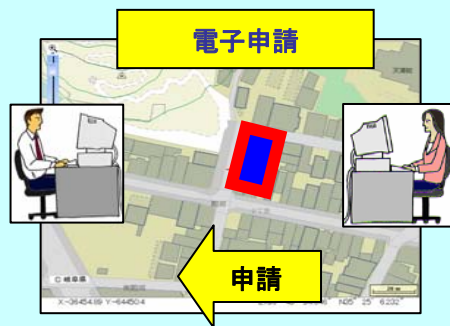
基盤地図情報の整備

目指すべき地理空間情報を活用した社会の姿

～「地理空間情報高度活用社会」の実現～

①行政の効率化・高度化

- ・地図の共有
→行政の効率化及び経費削減
- ・地図を使った電子申請が可能
→申請側と受付側の業務の効率化



②国民生活の利便性の向上

- ・国民が知りたい情報を知りたいときに分かりやすく容易に入手可能
- ・ハザードマップ
- ・ヒヤリ・ハットマップ
- ・公共施設・医療機関・店舗などの情報
- ・都市計画規制の内容などの行政情報



③産業・サービスの発展・創出

- ・配送中の荷物の位置をリアルタイムで通知するサービス
- ・中心市街地における顧客分布や買い物客の移動パターンの分析等により新たな需要を発見 など



④国土の利用、整備、保全

- ・国土の利用、整備及び保全に関する計画の策定や、公共施設の維持・管理などに利用
- ・災害予測、災害状況の把握、復旧・復興の取組支援

